

京都市告示第 150 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の水路等の一部を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 21 年 6 月 11 日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起終点
1	上高野水0118号	左京区上高野水車町12番地の1地先 同町12番地の3地先

(一部廃止水路等)

整理番号	名称	廃止する起点 廃止する終点
1	下鳥羽水9022号	伏見区北寝小屋町23番地地先 同町45番地地先

(建設局土木管理部道路明示課)